

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月18日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆退職給付に関する会計基準及び適用指針の公開草案の公表について◆

平成22年3月18日付で、退職給付に関する会計基準及び適用指針の公開草案が公表され、この案に対して意見や情報（コメント）の提供を受け付けることになりました。（企業会計基準委員会（ASBJ）のホームページをご参照ください。）

意見等の提出は平成22年5月31日までとなっており、意見締切後、意見等を検討し、最終基準が公表される予定となっております。概要は以下の通りです。

### 公開草案の概要について

1. 本公開草案は、平成21年12月25日に公表された「包括利益の表示に関する会計基準（案）」の取扱いを前提としている。
2. 改正される会計基準等は次の通り。

改正後の会計基準等		改正又は統合する会計基準等（改正前会計基準等）
会計基準	改正	退職給付に係る会計基準、同注解
	統合	退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 企業会計基準第3号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」 企業会計基準第19号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」
適用指針	改正	会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」
	統合	企業会計基準第14号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その2）」 日本公認会計士協会「退職給付会計に関するQ&A」

（以下次頁）



### 3. 主な変更点は次の通り。

#### (1) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

##### ① 貸借対照表上での取扱い

- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識する。
- 退職給付債務と年金資産の差額（積立状況を示す額）を負債（退職給付に係る負債）又は資産（退職給付に係る資産）として計上する。

##### ② 損益計算書および包括利益計算書等の上での取扱い

- 費用処理方法については従前の基準から変更していない。
- 但し、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、その後の期間に当期純利益を構成する項目として費用処理する際に、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

#### (2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

- 期間定額基準による方法又は給付算定式に従う方法（著しく後加重である場合は定額法で補正）の選択適用を認める。

##### ② 割引率

- 原則、退職給付の見込支払日までの期間ごとに設定された複数の割引率を使用。
- 実務上は、給付見込期間及び金額を反映した単一の加重平均割引率の使用も可。

##### ③ 予想昇給率

- 合理的に見込まれる昇給を「確実に」から「予想される」に変更する。

#### (3) 開示項目の拡充

- 注記項目につき、退職給付債務や年金資産の増減の内訳等、国際的な会計基準で採用されているものを中心に拡充する。

#### (4) 複数事業主制度の取扱いの見直し

- 従来は、複数事業主間で類似した退職給付制度を有している場合は一律に、要拠出額をもって費用処理が可能な複数事業主制度の対象にはあたらないとみなしていたが、制度の内容を勘案して判断することとした。

#### (5) 長期期待運用収益率

- 退職給付の支払に充てられるまでの期間等を考慮して設定することの取扱いの明確化であり、会計方針の変更には該当しない。

（以下次頁）



(6) 名称等の変更（改正前⇒改正後）

- ▶ 退職給付引当金 ⇒ 退職給付に係る負債
- ▶ 前払年金費用 ⇒ 退職給付に係る資産
- ▶ 過去勤務債務 ⇒ 過去勤務費用
- ▶ 期待運用収益率 ⇒ 長期期待運用収益率

4. 適用時期等

未認識差異のオンバランス	平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。但し、平成23年3月31日以前に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。	過去の財務諸表に対して遡及適用しない。会計方針の変更の影響額は、その他の包括利益累計額（退職給付に係る調整額）に加減する。
PBO及び勤務費用の計算方法の変更	平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。但し、平成24年3月31日以前に開始する事業年度の期首から適用することができる。	過去の財務諸表に対して遡及適用しない。会計方針の変更の影響額は、期首の利益剰余金に加減する。

5. （参考）今後のプロジェクトの進め方

(論点1-2)退職給付債務及び勤務費用の測定方法 (論点2-1)期待運用収益の取扱い※ (論点3-2)制度の積立状況の貸借対照表での計上 (論点6)退職給付（給付建制度）に係る開示 (論点9)複数事業主制度の会計処理と表示	本公開草案（ステップ1での検討項目）
(論点4-1)数理計算上差異の会計処理 (論点4-2)重要性基準と回廊アプローチ (論点4-3)過去勤務債務の会計処理 (論点5)損益計算書における退職給付費用に係る表示 (論点7)清算と縮小の会計処理と表示	現在IASBが見直しを進めている部分に相当し、IASBの動向を踏まえてステップ2で検討する。
(論点1-1)予測単位積増方式による測定方法等の見直し (論点3-1)年金資産と退職給付債務の総額表示 (論点8)キャッシュバランスプランの会計処理と表示	現在、国際的に検討対象とされていないため、当面の見直し対象としない。
(論点1-3)小規模企業等における簡便法の容認 (論点2-2)退職給付信託の取扱い (論点10)その他の退職後給付	国際的な会計基準と重要な相違が生じるとは必ずしも言えないため、見直し対象としない。

※国際会計基準の動向も踏まえてステップ2でも引き続き取上げる。

以上

